

第六目 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益

第六十一条の十三の見出しを「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」に改め、同条第一項中「自己」を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた連結法人」を「第五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの期間内に自己」を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人又は当該期間内に自己」を被合併法人とする適格合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限る。）を行つた連結子法人」に、「分割前事業年度（当該分割）」を「分割等前事業年度（当該分割型分割又は適格合併）」に、「分割前事業年度の」を「分割等前事業年度の」に改め、同条第二項及び第三項中「分割前事業年度」を「分割等前事業年度」に改める。

第六十二条第二項及び第六十二条の二第一項中「分割事業年度」を「分割前事業年度」に改める。

第六十二条の六第一項中「（第十四条第三号及び第十一号（みなし事業年度）の規定その他政令で定める規定を除く。）」を削る。

第六十三条第三項中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改め、「又は譲渡」の下に「（当該販売又は譲渡に伴つて同項又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受けたものに限る。）」を加える。

第六十七条第二項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同項第一号中「分割事業年度」を「分割前事業年度」に改める。

第六十八条第一項中「報酬若しくは料金」を削る。

第六十九条第五項第三号中「又は各連結事業年度」を「若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」に改める。

第七十条第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改める。

第七十一条第一項中「第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された法人のその取消しの処分があつた日又は第四条の五第二項（第一号、第

四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により当該承認を取り消された法人の同項第二号、第四号又は第五号に掲げる事実（同項第四号にあつては、合併による解散を除く。）が生じた日の属する事業年度（その開始の日から六月を経過した日以後にその処分があり、又はその事実が生じた場合のその処分があつた日又はその事実が生じた日の属する事業年度に限る。）及び第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日から六月を経過した日の翌日以後に連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合のその分割の日の前日又は連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合のその合併」を「連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割」に改める。

第七十二条第三項中「第九項及び第十二項」を「第七項及び第十項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第八十条第一項中「当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度」を「連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）」に、「及び当該内国法人が」を「及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第一号に規定する最初連結親法人事業年度において」に、「合併で、当該内国法人の同項に規定する最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る」を「ものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く」に、「当該合併の日の前日」を

「当該最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、同条第四項中「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を削り、「第五十七条の」を「同条の」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目 外国税額

第二編第一章の二第一節第三款第三目中第八十一条の五の前に次の二条を加える。

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）

第八十一条の四の二 連結法人が第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）が減額された場合（当該連結法人が第八十一条の十五第五項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基づいて納付することとなつた外国法人税の額が減額された場

合を含む。以下この条において同じ。）又は当該連結法人が第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第八十一条の九第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に改め、同条第二項第一号中「及び次項」を削り、「第七項」を「第六項」に、「同条第六項又は第十一項」を「同条第五項又は第九項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項第一号に規定する特例申請特例年度開始の日の翌日から第四条の三第九項第二号（連結納税の承認の効力）に規定する特例申請後五月経過日までの間に行われたもの）を「分割型分割（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき第四条の一の承認を受ける日の前日までの間に行うもの（前項第一号に規定する連結

子法人が行うものを除く。」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に、「欠損金額が」を「欠損金額（第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号を次のように改める。

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

第八十一条の九第五項第二号中「分割で分社型分割以外の分割を行つた場合（連結親法人事業年度開始の日に当該分割を行つた場合及び次号に規定する場合を除く。）」を「分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除く。）」を行つた場合」に、「分割の日」を「分割型

分割の日」に、「第五十七条第七項」を「第五十七条第六項」に改め、「に相当する金額」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併類似適格分割型分割が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人とするものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

第八十一条の九第五項第四号中「連結法人が当該連結法人」を「連結親法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人」に、「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改め、「当該連結法人が連結子法人である場合には、連結完全支配関係がある他の連結法人との間で行うものに限るものとし、」を削り、「同じ」を「「適格合併等」という」に、「連結法人の」を「連

結親法人の」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第五号中「解散の日」の下に「の翌日」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「同項に規定する最初連結親法人事業年度」を「最初の連結事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「同項、第二項、第四項及び第五項」を「同項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とする。

第八十一条の十第一項中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改め、同条第四項中「第四条の五第二項」を「第四条の五第一項」に改める。

第八十一条の十三第二項第三号中「第二十六条第二項」を「第八十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）」に改める。

第八十一条の十四第一項中「報酬若しくは料金」を削る。

第八十一条の十五第五項第三号中「又は各事業年度」を「若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度」に改める。

第八十一条の十六第二項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当

該分割型分割」に改める。

第八十一条の十九第一項第一号イ中「最初連結親法人事業年度開始の時に当該連結親法人による連結完全支配関係がないものを除く」を「連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る」に改め、同条第三項中「承認の取消しの処分があつた」を「承認が取り消された」に改め、同条第四項中「連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前連結親法人事業年度」を「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度若しくは当該前連結親法人事業年度」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、同条第六項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割を」を「当該分割型分割を」に改め、同項第一号中「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同項第二号中「同日」を「当該開始の日」に改める。

第八十一条の二十第三項中「第八十一条の九第七項」を「第八十一条の九第六項」に改める。

第八十一条の二十五第一項中「の連結確定申告書」を「に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申

告) の規定による申告書」に改める。

第八十一条の二十八第一項中「当該連結子法人の連結事業年度の期間」を「当該連結子法人と当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある期間内」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同条第二項中「第八十一条の九」を「第八十一条の九第一項」に、「及び同条第五項」を「同条第四項」に改め、「とされたもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される」を削り、「の連結確定申告書」を「に係る第八十二条の二十二第一項(連結確定申告)の規定による申告書」に改める。

第八十二条の五第二項中「以上に相当する」を「を超える」に改める。

第八十二条の六第一項及び第一百条第一項中「報酬若しくは料金」を削る。

第一百二条第二項中「及び第八項」を削り、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第一百二十二条第二項第四号から第七号までを次のように改める。

四 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行つた場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第八号において同じ。）開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

五 内国法人が第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の一（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）におけるその取り消された日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六 内国法人が第四条の五第二項各号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下この号及び次号において「取消日」という。）の属する事業年度 当該取消日

以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうちいづれか早い日

七 前号の内国法人の同号に掲げる事業年度開始の日からその終了の日までの期間が三月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（取消日以後三月を経過する日までに開始するものに限

る。) 当該取消日以後二月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日とのうちいずれか早い日

第一百二十二条第二項第八号中「事業年度の」を「連結親法人事業年度の」に改める。

第一百一十三条第四号中「取消しの処分があつた日」を「取り消された日」に、「書色申告の承認の」を「その」に改める。

第一百一十五条第一項中「経過した日の前日とし、同条第二項第七号に規定する法人については同号に定める日」を「経過する日」とし、同条第二項第四号又は第五号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日」に改める。

第一百一十七条第一項第五号中「取消しの処分があつた日の属する連結事業年度開始の日」を「取り消された日の前日(当該前日が連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日である場合には、その取り消された日)」に改める。

第一百三十二条第一項第二号ハ中「出資金額」の下に「(その内国法人が有する自己の株式又は出資を除

く。）」を加える。

第一百四十二条中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改める。

別表第一第一号の表中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第二第一号の表中宇宙開発事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項、国際交流基金の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構の項を削り、信用保証協会の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）

生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）

別表第二第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項及び通信・放送機構の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。

独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）

独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

別表第二第一号の表中日本障害者雇用促進協会の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、北方領土問題対策協会の項及び野菜供給安定基金の項を削る。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条の二」に、「第二節 贈与税(第二十一条の二—第二十一条の八)」を「第二節 贈与税(第二十一条—第二十一条の八)」に、

「第三節 相続時精算課税(第二十一条の九—第二十一条の十八)」に、「及び納付」を「納付及び還付」に、「第六十七条」を「第六十七条の二」に改める。

第一条及び第一条の二を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この法律は、相続税及び贈与税について、納稅義務者、課稅財產の範囲、稅額の計算の方法、申告、納付及び還付の手續並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 扶養義務者 配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条（扶養義務者）に規定する親族をいう。

二 期限内申告書 第五十条第二項の場合を除き、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による申告書をいう。

三 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

四 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

五 更正 国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

六 決定 国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（相続税の納稅義務者）

第一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一 相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取

得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二 相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

三 相続又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

四 贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を取得した個人（前三号に掲げる者を除く。）

（贈与税の納稅義務者）

第一条の四 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二 贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

三 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

第一条第一項中「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「第一条第一号」を「第一条の三第三号」に、「因り」を「より」に改める。

第二条の二第一項中「第一条の二第一号」を「第一条の四第一号又は第二号」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「第一条の二第二号」を「第一条の四第三号」に、「因り」を「より」に改める。

第三条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、同項第一号中「（遺贈者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第三条の一の見出し中「因り」を「より」に改め、同条中「（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の三第一項（特別縁故者への相続財産の分与）」に、「因り」を

「より」に改める。

第四条の前の見出し中「因り」を「より」に改め、同条第一項中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項第三号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に改める。

第五条第一項中「因り」を「より」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」と、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第七条中「定が」を「定めが」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改め、「（配偶者及び民法第八百七十七条に規定する親族をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条中「支払わないで」を「支払わないで、」に、「引受」を「引受け」に、「因る」を「ゆる」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」と、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第九条中「外、」を「ほか、」に、「支払わないで」を「支払わないで、」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改める。